

第52号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

戸越六丁目東地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された戸越六丁目東地区地区計画（平成31年品川区告示第101号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2大崎駅西口地区地区整備計画の部A地区の項中「この部において」を削り、同表に次のように加える。

戸越六丁目東地区地区整備計画	A地区	風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物					60平方メートル。ただし、公共施設（地区施設を含む。以下この項において		生垣、透視可能なフェンスまたは採光および通風に配慮した軽量のフェンス（道
----------------	-----	---------------------------	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--------------------------------------

						同じ。)の整備等により60平方メートル未満となった土地および公共施設の整備等に伴い代替地として譲渡された60平方メートル未満の土地については、この限りでない。		路に面する部分に限る。)。ただし、道路面からの高さが0.6メートル以下のブロック塀その他これに類するものおよび道路に面する門柱または門柱に接する長さが1.2メートル以下であって、かつ、高さが2メートル以下のブロック塀その他これに類するものには、この限りでない。
B 地区、C 地区およびD 地区	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 1 階部分を、店舗その					60平方メートル。ただし、公共施設(地区施設を含む。以下この項において		生垣、透視可能なフェンスまたは採光および通風に配慮した軽量なフェンス(道

面に面する部分に限る。ただし、道路路面からの高さが0.6メートル以下のブロック塀その他これに類するものおよび道路に面する門柱または門柱に接する長さが1.2メートル以下であつて、かつ、高さが2メートル以下のブロック塀その他これに類するものにあつては、この限りでない。

同じ。)の整備等により60平方メートル未満となつた土地および公共施設の整備等に代替地として譲渡された60平方メートル未満の土地については、この限りでない。

他に類する用途(住宅および業務に帯する共用部分としての用途を除く。)に供する建築物(計画図3に示す建築物の用途を制限する路面部分に限る。)ただし、60平方メートル未満の土地および越六丁目

地区画定告示(平成3年川告第101号)の日に敷地として用いる部分その他に類する用途外に地を建築するものについては、この限りでない。  
(2) 風法2第6項規定する営業の

		用に 供す る建 築物								
--	--	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 戸越六丁目東地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の用途、敷地等に関する制限を定める必要がある。